

## とやまの森づくりサポートセンター森林ボランティア活動強化支援要項

## (趣旨)

第1条 この要項は、とやまの森づくりサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）活動推進業務における活動強化の支援（設立期支援型・定着支援型・活性化期支援型）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (対象団体)

第2条 この要項の対象は、サポートセンターの会員である団体（以下「会員団体」という。）のうち、以下の条件を満す団体とする。

- (1) 団体目的・運営等に関する規約を有する団体
- (2) 毎年度、総会等により収支の決算報告を行う団体

## (要件)

第3条 会員団体が、この交付を受けるために必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 設立期支援型
  - ① 当該年度において甲又は乙が主催する「ボランティアの集いや交流会」等（以下「対象イベント」という。）へ参加すること。
  - ② 対象イベントにおいて運営方法や安全管理に関する指導を受講すること。
- (2) 定着期支援型
 

当該年度において会員団体が会員団体の会員に対し「安全講習会（年度の最初の活動や新しい作業開始前などにおいて、安全作業の講習や作業用具の使用法など安全技術の指導を行うもの）」（以下「対象講習」という。）を開催すること。
- (3) 活性化期支援型
 

次の自主企画活動を実施すること。

  - ① 当該年度において会員団体が新規の会員を確保するための活動を行い、既存の会員が森林ボランティア活動の紹介や作業を森林で開催すること（以下「新規会員確保活動」という。）。)
  - ② 当該年度において会員団体が会員団体の会員に対し、森林ボランティア活動の技術レベルの向上のため、外部講師を招いて研修会を開催すること（以下「技術研修活動」という。）。)
  - ③ 当該年度において会員団体が森林ボランティア活動を行う他の団体（会員団体、企業、地域等）に対し、森林ボランティア活動の支援や指導を行うこと（以下「他団体支援活動」という。）。)

## (交付額及び限度額)

第4条 この要項による交付額は、予算の範囲内とし、次のとおりとする。ただし、同一年度において交付を受けることができる活動強化の支援は、設立期支援型、定着期支援型又は活性化期支援型のいずれかとする。

## (1) 設立期支援型

対象イベントへの参加毎に次の表のとおりとする。ただし、同一団体への交付は3年間を限度とし、また、同一年度の交付回数は5回、総支給額の限度は240,000円以内とする。

団体毎の参加者数	10人未満	10人以上30人未満	30人以上
交付額	20,000円	40,000円	60,000円

## (2) 定着期支援型

対象講習の開催毎に次の表のとおりとする。ただし、同一団体への交付は2年間を限度とし、また、同一年度の交付回数は3回、総支給額の限度は120,000円以内とする。

開催毎の参加者数	5人以上40人未満	40人以上100人未満	100人以上
交付額	20,000円	40,000円	60,000円

## (3) 活性化期支援型

自主企画活動の開催毎に次の表のとおりとする。ただし、同一団体への交付は2年間を限度とし、また、同一年度の交付回数は3回、総支給額の限度は120,000円以内とする。

開催毎の参加者数 (注1のとおり)	5人以上40人未満	40人以上100人未満	100人以上
交付額	20,000円	40,000円	60,000円

注1：「開催毎の参加者数」とは、自主企画活動の内、新規会員確保活動、技術研修活動については全参加者数、他団体支援活動については、参加者の内、申請する団体の参加者数とする。

(交付金の申請)

第5条 交付金を申請する団体は、以下の手続きを行うものとする。

(1) 設立期支援型

- ① 会員団体は、サポートセンターが別に定める期間内に、サポートセンター保険料・活動強化交付金申請書(様式第4-1号)をサポートセンターに提出するものとする。
- ② サポートセンターは審査の上、適正と認められた会員団体に対し承認の通知(様式第4-2号)を行うものとする。
- ③ 承認の通知を受けた会員団体は、対象イベント参加後、実績報告書(様式第4-3号)をサポートセンターに提出するものとする。

(2) 定着期支援型

- ① 会員団体は、サポートセンターが別に定める期間内に、サポートセンター保険料・活動強化交付金申請書(様式第4-1号)をサポートセンターに提出するものとする。
- ② サポートセンターは審査の上、適正と認められた会員団体に対し承認の通知(様式第4-2号)を行うものとする。
- ③ 承認の通知を受けた会員団体は、対象講習開催後、実績報告書(様式第4-3号)をサポートセンターに提出するものとする。

(3) 活性化期支援型

- ① 会員団体は、サポートセンターが別に定める期間内に、サポートセンター保険料・活動強化交付金申請書(様式第4-1号)をサポートセンターに提出するものとする。
- ② サポートセンターは審査の上、適正と認められた会員団体に対し承認の通知(様式第4-2号)を行うものとする。
- ③ 承認の通知を受けた会員団体は、自主企画活動開催後、実績報告書(様式第4-3号)をサポートセンターに提出するものとする。

(交付金の支払)

第6条 サポートセンターは、交付金の支払いに際し、以下の手続きを行うものとする。

(1) 設立期支援型

サポートセンターは、会員団体毎の参加者数について実績報告書と参加者名簿(様式第4-5号)を比較し、適正と認められた場合、第4条により実績に応じ交付金を積算し、申請団体へ額の確定通知(様式第4-4号)を行ったうえ支払うものとする。

(2) 定着期支援型

会員団体が開催した対象講習の開催毎の参加者数について、実績報告書と参加者名簿(様式第4-5号)、開催状況写真(様式第4-6号)に基づき検査し、適正と認められた場合、第4条により実績に応じ交付金を積算し、申請団体へ額の確定通知(様式第4-4号)を行ったうえ支払うものとする。

(3) 活性化期支援型

会員団体が開催した自主企画活動の開催毎の参加者数について、実績報告書と参加者名簿(様式第4-5-1号)、開催状況写真(様式第4-6号)に基づき検査し、適正と認められた場合、第4条により実績に応じ交付金を積算し、申請団体へ額の確定通知(様式第4-4号)を行ったうえ支払うものとする。

(協議)

第7条 この要項に定めるもののほか、森林ボランティア活動強化の支援に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要項は、平成28年4月1日から施行する。